

広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七号

広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「、同法」の下に「第三条第七項若しくは」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。